

競合品目・競合企業リスト

令和5年 5月23日

申請品目	ルルアタックLX ロキソニン総合かぜ薬	申請年月日	平成26年1月22日	申請者名	第一三共ヘルスケア株式会社
------	------------------------	-------	------------	------	---------------

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	パブロンゴールドA	大正製薬株式会社
競合品目2	ベンザブロックLプレミアム	アリナミン製薬株式会社
競合品目3	新ジキニン	全薬工業株式会社

競合品目を選定した理由

本申請品目は、ロキソプロフェンナトリウム水和物を新たに一般用かぜ薬に配合した製品で、申請区分(5)-②(新一般用効能効果)として申請したものである。

すでに一般用医薬品として用いられている解熱鎮痛成分配合かぜ薬と同様の薬理作用を有することから、効能及び効果は、これらを参照して、「かぜの諸症状(鼻水、鼻づまり、くしゃみ、のどの痛み、せき、たん、悪寒、発熱、頭痛、関節の痛み、筋肉の痛み)の緩和」としている。

競合品目は一般用かぜ薬から選定することとし、かぜ薬市場における2022年の売上上位3品目を選定した。

報告上の留意点

- ・ 記載にあたっては、「薬事分科会審議参加規程」及び「審議参加に関する確認事項」の内容を事前に把握すること。
- ・ 開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」とし、競合品目を開発中又は製造販売中の企業を「競合企業」とすること。
- ・ 効能及び効果、薬理作用、組成及び化学構造式等の類似性、構造及び原理、使用目的、性能等の類似性、売上高等の観点から、開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」として選定すること。
- ・ 「競合品目」は、原則として売上高をもとに3品目まで選定すること。
- ・ 競合品目を選定した理由については、医薬品にあつては、薬価算定用資料の最類似薬の選定理由等を参考に、簡潔かつ具体的に記載すること。
- ・ 本報告の内容については、部会等においてその妥当性を審議した上で公開するものであること。

以上

競合品目・競合企業リスト

令和 5年 5月 22日

申請品目	コルゲンコーワ LX錠	申請年月日	平成 26 年 2 月 14 日	申請者名	興和株式会社
------	----------------	-------	------------------	------	--------

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	パブロンゴールド A [錠・微粒]	大正製薬株式会社
競合品目2	新ルル-A錠 s	第一三共ヘルスケア株式会社
競合品目3	ベンザブロック L プレミアム	アリナミン製薬株式会社

競合品目を選定した理由
パブロンゴールド A、新ルル-A錠 s、ベンザブロック L プレミアムは、一般用医薬品の総合感冒薬の市場における直近 1 年間（令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月）の年間売り上げ上位品目から 3 社の品目を選定し競合品目とした。

競合品目・競合企業リスト

令和 5 年 5 月 22 日

申請 品目	①パブロンLX微粒、パブロンBiz微粒、パブロンSゴールドLX微粒、パブロンエースLX微粒 ②パブロンLX錠、パブロンBiz錠、パブロンエースLX錠、パブロンSゴールドLX錠	申請 年月日	①微粒 平成 26 年 8 月 20 日 ②錠 平成 26 年 9 月 1 日	申請 者名	大正製薬株式会社
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------	------------------------------------------------------	----------	----------

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	新ルル-A錠s	第一三共ヘルスケア株式会社
競合品目2	新ジキニン顆粒	全薬工業株式会社
競合品目3	エスタックEXネオ	エスエス製薬株式会社

競 合 品 目 を 選 定 し た 理 由
<p>本申請品目はロキソプロフェンナトリウム水和物を配合したかぜ薬であり、効能又は効果(案)は「かぜの諸症状(鼻水, 鼻づまり, くしゃみ, のどの痛み, せき, たん, 悪寒, 発熱, 頭痛, 関節の痛み, 筋肉の痛み)の緩和」である。</p> <p>本申請品目に配合されているロキソプロフェンナトリウム水和物を配合したかぜ薬は現在発売されていない。効能又は効果等から見た競合品目としては、売上高を考慮し重複する企業を除き上位から、新ルル-A錠s(第一三共ヘルスケア株式会社), 新ジキニン顆粒(全薬工業株式会社), エスタックEXネオ(エスエス製薬株式会社)が挙げられ、これら3品目を競合品目として選定した。</p>

報告上の留意点

- ・ 記載にあたっては、「薬事分科会審議参加規程」及び「審議参加に関する確認事項」の内容を事前に把握すること。
- ・ 開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」とし、競合品目を開発中又は製造販売中の企業を「競合企業」とすること。
- ・ 効能及び効果、薬理作用、組成及び化学構造式等の類似性、構造及び原理、使用目的、性能等の類似性、売上高等の観点から、開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」として選定すること。
- ・ 「競合品目」は、原則として売上高をもとに3品目まで選定すること。
- ・ 競合品目を選定した理由については、医薬品にあつては、薬価算定用資料の最類似薬の選定理由等を参考に、簡潔かつ具体的に記載すること。
- ・ 本報告の内容については、部会等においてその妥当性を審議した上で公開するものであること。

以上